

神戸家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成29年7月21日（金）午後2時から午後4時30分まで

2 場所

神戸家庭裁判所尼崎支部大会議室

3 出席者

（委員）（委員長を除き五十音順，敬称略）

播磨俊和（委員長），梅谷順子，大野浩，小野裕美，菊地夏也，北川恵，柴田眞里，中溝茂雄，牧真千子，柳谷郁子

（オブザーバー）

岩本直人，田中健治，山田誠，竹内尚，横田眞由美，川住久美子，福富幸治，二木進，黄塚佳世子

（庶務）

柴山真，中井隆子，小倉裕美子

4 議事

(1) 所長挨拶

(2) 委員長代理挨拶

(3) 新任委員の紹介

(4) 委員長の選任

委員長不在につき，委員の互選により，播磨委員が委員長に選任された。

(5) 委員長代理の指名

委員長代理として，牧委員が指名された。

(6) 前回テーマ「少年の再非行防止に向けた取組について」の裁判所の取組状況の報告

(7) テーマ「裁判所における障害者配慮について」の意見交換

別紙のとおり

(8) 次回のテーマ

家庭裁判所調査官について

(9) 次回の開催日時

平成30年2月21日（水）午後1時30分から午後4時まで

(別紙)

テーマ「裁判所における障害者配慮について」の意見交換

(意見交換に先立ち、庁舎見学及び裁判所からテーマについての説明を行った。)

(以下、委員長は◎、委員は○、裁判所の説明者は■と表示する。)

- ◎ 尼崎支部の新庁舎を見学した感想等をお伺いしたい。
- 建物中央の吹き抜けについて、明るさという点では良いと思うが、上階から下をのぞいたときに怖く感じた。
- オストメイトの設置、点字表示やエリアごとに色分けされた表示は、来庁者に配慮されていると思った。

公衆電話が設置されていないことについて、ほとんどの人は携帯電話を所持しているが、電池が切れることもあるので、充電器を備え置く方がよいと思う。

- 昔の裁判所は重苦しい印象だったが、新庁舎は、通路が広く、窓が大きく、待合室もガラス張りになっており、玄関から入ったときにとても明るく感じた。

法廷の裁判官席に座ってみると、少し高くなっていて法廷内が見渡せるということが分かった。

- 建物全体があまりにも明るく、何もなさすぎて、来庁者の緊張感が増すのではないかと感じたので、観葉植物を置くなどしてはどうか。

親子の面会交流に使用する部屋に置かれたおもちゃの中に人形がなかったので、布製の人形を置いていただきたい。

- 家庭裁判所調査官が、親子の面会交流を観察する上で、目的に応じたおもちゃを整備していく必要があると考えている。御意見をいただいた布製の人形は柔らかくて温かみがあるので、今後おもちゃを整備する際の参考とさせていただく。

- 法廷等に警報ボタンが設置されていることは配慮されていると思うが、職員が臨場するまでに時間が掛かる場合もあるのではないかと感じた。

- ◎ テーマについての裁判所からの説明について、質問があればお伺いしたい。
- 期日等における援助者の同席について、資格要件や人数制限等のルールはあるのか。一般的には、法定代理人等の親族ということになるのだろうが、障害者であれば、サービス事業者なども認められるのか。

■ 援助者の具体的要件はなく、各裁判体の判断による。これまで、介助者としてサービス事業者等の第三者が同席したという事例はあまりなく、親族等が同席した事例がほとんどであるが、手話通訳のボランティアの方が同席した事例があった。

例えば、離婚調停の期日にサービス事業者等が付き添って来られた場合、調停は非公開の手続であり、非常に個人的な内容であることから、別室で待っていただくことが通常である。付添いがなければ本人が話すことができないというようなときは、相手方の意向を聴いた上で、裁判官や調停委員が判断することになる。

- 知的障害者は自ら声を上げにくい面があると思うが、神戸家裁管内における合理的配慮の申出等に占める知的障害を理由とする申出等の割合や、それに対する配慮例を知りたい。

■ 知的障害を理由とする申出等の割合や、それに対する配慮例については、把握していない。御意見のとおり、知的障害者は自ら申出をすることが難しいこともあるので、申出がなくとも、職員が本人と接する中での気づきを大事にして、配慮について慎重に検討していきたいと考えている。

- ◎ 裁判所の取組や配慮の具体例について、不足していると思われるところや、改善の御提案などがあればお伺いしたい。

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「法律」という。）の内容が抽象的であり、社会一般的に取組があまり進んでいない印象を持っている。これまで、裁判所職員の発言等に対し、もう少し配慮してもらえたらと感じたことはあるが、合理的な配慮が欠けていると思われるような事例に接した

ことはない。

■ 裁判所においては、法律施行前から、車椅子の利用や期日への付添いの申出等について、事案ごとに配慮を検討していたので、法律施行後に大きく変わったことはないが、障害について、各職員がアンテナを張り、より配慮の必要性に気付くことができるようになったところが進んだと考えている。

◎ それぞれの所属する組織等における取組について御紹介いただきたい。

○ 障害者に対する配慮を行うのは当たり前であり、その上で、障害者の視点からの情報発信や、障害者との間に垣根を作らないという意識を持つことも必要ではないか。

○ 身動きのとれない障害者や高齢者に対し、裁判所が自宅等に出向くことはあるのか。

■ 調停であれば、現地調停を行うことが可能である。また、裁判官の命を受けた家庭裁判所調査官が家庭訪問して事情をお伺いすることがある。

○ 大学においては、受験前の段階から、合理的配慮についての問合せや相談があり、どのような配慮が可能であるかを具体的に伝えるようにしている。また、学生相談室において、教職員に対する研修を実施している。

配慮の先行例やモデルケースが広がることにより、申出がしやすくなっているのではないかと感じるので、裁判所においても、本日紹介されたこれまでの配慮例について、内部で共有するだけでなく、外部にも発信するとよいのではないか。

○ 学校現場においては、従前からインクルーシブ教育が重要とされており、合理的配慮については、大きな課題であると受け止めている。子供たちの学習環境を保証するために、様々な障害に個別に対応していく必要があるが、合理的配慮の提供について検討するに当たり、過重な負担といえるかどうかの判断が難しい。例えば、ハード面では、現在、神戸市内でエレベーターが設置されている学校は3割程度であるが、新たにエレベーターを設置するためには約1億円

を要する。また、障害のある子供が通常学級の中で授業を受けたいという希望が多く、そのためには、サポートする教員や看護師が必要となることもある。それぞれ負担は大きいですが、個別に対応を検討していることを知っていただきたい。

犯罪を起こした子供の中には、発達障害等が見え隠れする者もあり、そのような子供に対し、どのような配慮ができるかということも問題であると考えている。

- ◎ どこまで配慮するのかについての判断が悩ましいとのことだが、最終的にはどのように判断されているのか。
- 現場が行いたいとする対応案について、教育委員会事務局の担当部署において判断し、予算に応じて、又は、予算要求をして、施策を拡充していくことになる。
- 在宅介護等の現場において、それぞれ個別に対応するようにはしているが、相手にどのような障害があるか事前に分からないこともあるので、例えば、聴覚障害者の対応に備えて、筆談をするための道具を準備しておくようにしたり、手話を使う人に対しては、挨拶だけでも手話で行うことができると話が弾むこともあるので、スタッフに手話学習を奨励したりしている。また、意思表示することが困難な場合は、医師に相談して、意思疎通のための機器を取り入れるなどの工夫をしている。

認知症の人が増えているが、障害と捉えるか、疾病と捉えるかによって、対応が変わってくるのではないかと思う。本人の発言等を理解することが難しい部分もあるが、できる限り本人が望む対応をしたいと考えている。

- ◎ 裁判所における障害者配慮の取組について、どのように外部に向けて発信しているか。
- 外部に向けた発信について、重要な御指摘をいただいたと考えている。裁判所においては、これまでも個別事案について配慮に努めてきたところであるが、

平成28年4月以降は、対応要領を策定して各裁判所に相談窓口を設置し、研修等により職員の意識啓発を行い、全国の裁判所において、組織課題として取り組んできた。現在、対応要領やバリアフリー情報を裁判所ウェブサイトに掲載しているが、さらに、どのような発信ができるか検討したい。

- ◎ 裁判所においては、対立当事者がいることもあり、中立公平な立場で障害者配慮を行う必要があるため苦慮することもある。そのことについて、御意見をお伺いしたい。
- 当事者以外の人に関与することについて理由があったとしても、自分が不利益を受けたのではないか、情報が漏れたのではないかと感じる人もいる。紛争の内容と関係のない事項については切り離して考えてもらえたらと思うが、それが難しい事案もあると思う。